

# 平成29年度改正旅館業法の施行状況②

(実態として宿泊することが可能になっている施設(営業)に関する調査結果について(概要))

## 1. 調査目的・背景

- 前回の法改正(旅館業法の一部を改正する法律)において、旅館業法が適用されないが実態として宿泊することが可能な施設(ネットカフェ等)の利用実態の把握と実態に応じた適切な対応が求められているところ。

※ **旅館業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成29年12月7日 参議院厚生労働委員会**

いわゆるネットカフェ等に見られるような事実上宿泊できる施設に関し、必ずしも旅館業法が適用されていない事例が指摘されていることに鑑み、利用の実態に応じて旅館業法を適切に適用すること。

- そのため、今般、地方自治体(10自治体)を対象に、実態として宿泊することが可能な施設(ネットカフェ等)に対する指導状況等についてアンケート調査を実施し、その実態把握と適切な対応について検討を図る。

## 2. アンケート調査について

- ① **調査目的** : 実態として宿泊することが可能となっている施設について、自治体の指導状況等の実態把握を行う。
- ② **調査対象** : 保健所を設置する10自治体(2県、3政令市、3中核市、2特別区)
- ③ **調査時期** : 令和3年3月1日~12日
- ④ **調査項目** : I.対象施設が、実態として宿泊することが可能な施設(営業)となっているかの判断について  
II.対象施設が、実態として宿泊することが可能な施設(営業)となっているかの指導状況について
- ⑤ **調査結果の概要**
  - 各自治体において、旅館業営業許可の取得可否について、寝具提供の状況に関わらず総合的に判断の上、指導が実施されている。
  - ソファベッドやリクライニングチェアが法律に規定される「寝具」に該当するかは、総合的に判断されている。
  - 24時間利用可能なプランがある場合も、営業時間のみをもって判断している訳ではない。
  - 「泊」「休憩」などの看板やサービス表示がある場合、実態を確認して指導を行う場合がある。

## 3. 今後の対応方針(案)

各自治体において、個々の状況(寝具の提供、営業時間、施設・設備の様相、サービス表示など)以外に、業の実態について総合的な判断を踏まえた上で、旅館業として許可を取得させる、又は旅館業法に抵触しない営業形態に改める等の指導が行われるよう、各自治体に再度周知を図っていく。

## 自治体アンケート調査結果①

①実態として宿泊することが可能になっている営業として把握しているものはあるか。

- ・ レンタルスペース

※以下は質問の際に例示済み：ネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ店、カラオケ店、24時間営業のスーパー銭湯（サウナ）

②上記施設において**ソファベッド・リクライニングチェアがある**場合、実態として宿泊することが可能と判断するか。

- ・ ソファベッドは寝台として使用できることから、宿泊することが可能と判断できる。
- ・ 法の「寝具」に該当するか総合的に判断する。
- ・ 別途宿泊料と解される料金を受けている場合に限り、宿泊に該当すると判断する。

③上記施設において**24時間利用可能なプラン**がある場合、実態として宿泊することが可能と判断するか。

- ・ 長時間滞在できることのみをもって宿泊と判断しがたい。しかし、一昼夜もの間、睡眠をとらずに施設を使用するとは考えがたいことから、宿泊利用を目的としていると考える。
- ・ 法規定上は、時間に関係なく総合的に判断する。
- ・ 24時間営業は様々な営業業種があり、時間だけを持って判断が難しい。

④上記施設において「**泊**」「**休憩**」等の表示がある場合、実態として宿泊することが可能と判断するか。

- ・ 営業者側が宿泊を目的として、施設を提供していると判断できる。
- ・ 宿泊に類似の標榜は規制が必要と考える。
- ・ 「泊」は該当、「休憩」は実態による。

## 自治体アンケート調査結果②

⑤上記施設において**浴室・シャワー利用可**である場合、実態として宿泊することが可能と判断するか。

- ・該当性を判断する場合、寝具を使用して施設を利用していることが重要と考えており、浴室等は付随設備と考える。
- ・法規定上は、浴室等に関係なく総合的に判断する。
- ・浴室等利用で判断しない。

⑥実態として宿泊することが可能となっている営業に関する、旅館業法適用の観点からのご意見

- ・レンタルスペース（一軒家のレンタル）、多拠点を定額で賃貸契約し短期利用させるサブスクリプション物件、タイムシェア型住宅など旅館業との区別が困難な新たな営業形態が最近見られ、対応に苦慮している。
- ・「宿泊」の線引きは難しいが、衛生、安全面が一定程度担保される「旅館業法許可施設」と、「旅館業法非該当施設」の線引きは、旅館業施設の周知等で可能と考えられるため、住宅宿泊事業と同様に標識の掲示等の規制を検討してほしい。
- ・旅館業法適用対象施設と思われる施設があったとしても、旅館業法上の構造基準に合致しない場合も想定される。実態を勘案すると、指導を行うことにはかなりの困難が伴うものと想定される。
- ・ネットカフェ等の取扱いについて、全国的に統一したものを示していただけると助かる。また、改めて宿泊料、寝具及び宿泊の考え方についても同様をお願いしたい。
- ・ネットカフェ等は、営業の届出等がなく個々の店舗の開設及び営業時間や営業形態等を把握することが困難なため、旅館業法該当施設の当否の判断がしづらい。